

宇治市監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 9 月 16 日

宇治市監査委員

小	山	茂	樹
森		真	二
堀		明	人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成27年度市民環境部及び農業委員会事務局の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成28年6月3日から平成28年7月20日まで

第4 監査の概要

この監査は、市民環境部文化自治振興課、市民課、農林茶業課及び農業委員会事務局における事務事業のうち、主として平成27年4月1日から平成28年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

文化センター使用料収入状況（文化自治振興課）

自動車臨時運行許可手数料収入状況（市民課）

戸籍証明等手数料収入状況（市民課）

補助金支出状況（文化自治振興課・農林茶業課・農業委員会事務局）

委託料支出状況（文化自治振興課・市民課・農林茶業課）

工事請負費支出状況（農林茶業課）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 文化自治振興課

(1) 文化センター使用料収入状況について

使用料徴収事務が私人に委託されているところ、当該契約の履行に関する監督検査に不備が見受けられた。加えて、施設の使用変更許可に伴う使用料変更手続にも不備が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(4) 備品管理状況について

特になし。

2 市民課

(1) 自動車臨時運行許可手数料収入状況について

特になし。

(2) 戸籍証明等手数料収入状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

(4) 備品管理状況について

特になし。

3 農林茶業課

(1) 補助金支出状況について

平成 25 年度の前回定期監査において、事業終了報告書の提出の遅れを指摘した点については、改善が図られていた。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 工事請負費支出状況について
特になし。

(4) 備品管理状況について
特になし。

4 農業委員会事務局

(1) 補助金支出状況について
特になし。

(2) 備品管理状況について
特になし。